

平成30年度「歯・口の健康啓発標語コンクール」要項

- 名称：平成30年度「歯・口の健康啓発標語コンクール」
主催：公益社団法人日本歯科医師会
共催：一般社団法人日本学校歯科医会
方法：日本学校歯科医会加盟団体は、各都道府県・指定都市教育委員会等と協議の上、下記の応募方法によって小・中学校（小学部・中学部）の児童生徒の標語を日本学校歯科医会へ応募する。
備考：審査結果については、受賞された方の学校名・学年・氏名を日本学校歯科医会会誌並びにホームページに掲載いたします。応募に際して当該学校もしくは教育委員会等へご確認の上、氏名等を掲載することに異議がある場合は日本学校歯科医会事務局へご連絡ください。

応募締切：平成30年9月21日（金）（日本学校歯科医会必着）

選考の基準

1. 口腔全体の健康を取り上げ、かつ成長期だけでなく生涯にわたってのスローガンになるような標語という点に重点を置く。
2. 教育上不適切な表現、人によっては不快感を抱かせるような表現のないこと。

応募の際の注意事項

1. 特定の歯科用品名・商品名の記載のないこと。
2. 「虫歯」ではなく、ひらがなで「むし歯」と記すこと。
3. 他の団体の主催するコンクール等に応募していないこと。
4. 応募作品は、作者によるオリジナル作品とする（過去に本コンクールにおいて入賞した標語と同一もしくは著しく酷似している作品は選考対象外とする）。

審査

日本学校歯科医会が募集した作品を、日本歯科医師会は審査会を設けて審査を行い、日本歯科医師会会長が表彰する（日本学校歯科医会は審査にも関与する）。

審査発表日：10月中旬を予定（審査会は日本歯科医師会が行う）

表彰

日本学校歯科医会は下記の賞状等を、応募団体である本会加盟団体へ一括して送付し、加盟団体において適宜の方法をもって応募者へ授与してもらうこととする。

1. 最優秀賞作品は、賞状等を添えて表彰する。
2. 最優秀賞以外の応募作品は代表賞として、賞状をお送りする。

作品の帰属

標語の著作権は、日本歯科医師会並びに日本学校歯科医会に帰属し、両会による協議の上、歯科保健啓発の目的で、応募作品の通りまたは一部改変して使用できるものとする。

使用

最優秀作品は、平成31年度「歯と口の健康週間（平成31年6月4日～10日）」を中心に、口腔衛生普及に関する全国的な広報啓発活動に使用する。

応募方法

1. 対 象：小学校（部）1年生～中学校（部）3年生。なお、いずれの場合も特別支援学校児童生徒の作品も含まれる。
2. 応募数：優秀と認められる標語作品を1点応募のこととする。
3. 別添の所定の様式で応募すること。
4. 応募ポスターに書かれている標語と同じでも可だが、所定の様式で別途に応募すること。
5. 作者が当該年度に作成した作品に応募すること。
6. 作品は未発表のものとする。